

調達要求番号：3P451C13002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和5年度 任期制隊員ライフプラン集合訓練	2	
	作 成	令和 5年 1月 16日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	東部方面総監部援護業務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東部方面総監部で実施する「令和5年度任期制隊員ライフプラン集合訓練」に関して契約相手方の作業内容を定めるものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は関係法令及び規則等による。

2 「令和5年度任期制隊員ライフプラン集合訓練」に関する要求

2.1 「令和5年度任期制隊員ライフプラン集合訓練」の概要

契約相手方は、講義等により男女の任期制隊員に対して、キャリア開発プラン・コミュニケーションスキルの理解及びライフプラン表の作成を通じて、自らの意志による人生設計を確立させる。

2.1.1 受講期間

2023年4月1日（土）以降契約締結後～2024年3月31日（日）
（般命の日程を基準とする）

2.1.2 講師派遣日時

- 別紙第1の「ライフプラン実施予定」欄のとおり。
- 各駐屯地ごとの単価により契約を実施する。
- 前項の契約に基づき、各駐屯地における実施については調整先との調整により決定し、実施日の決定、回数の変更を行う。
- 地方協力本部毎の講義日については基本的に重複しない。
- 新型コロナウイルス等の影響により、予定場所で実施しない可能性がある。

2.1.3 講義実施場所

別紙第1の「駐屯地」欄のとおり。

2.1.4 教育課目

別紙第2の課目「ライフプランの作成」項のとおり。

2.1.5 受講対象者等

- 別紙第1の「参加予定人員数」欄のとおりとし、男女合同で実施できるものとする。
- 中隊長等、援護担当者等が研修者として参加できるものとする。

2.2 細部実施要領

- 契約相手方は、「令和5年度任期制隊員ライフプラン集合訓練」に関する教材の作成及び送付を実施する。

- 1) 教材は、受講対象者数と同数を受講場所ごとに教育実施日までに配布することを基準とするが、各地方協力本部単位において、受講対象者の合計数を超えない範囲で、各駐屯地の配分数を調整できるものとする。
- 2) 契約締結後、速やかに当該テキスト2部を援護業務課に提出するとともに、別紙第1の「調整先」欄により遅滞なく調整を実施するものとする。
- 3) テキスト作成・送付費用については間接経費とし、直接人件費、直接経費、諸経費により駐屯地毎積算を実施する。
- b) 契約相手方は、別紙第1に示す日時及び受講駐屯地において別紙第2に示す課目に関する講義を行う。この際、担任官との綿密な調整を実施して担任官計画の教育内容との重複を避ける。
- c) 契約相手方もしくは講義実施者は、教育内容重複の確認と共に、教育の進行方法等細部について担任官に説明を実施して、了承を得なければならない。
- d) 必要に応じ契約相手方の負担により、定められた受講時間以外に教育効果を高めるため、官側と調整し課業時間外を使用して補習をすることができる。
- e) 契約相手方は、講義等の成果について確認するため適宜の方法（細部は各担当地方協力本部との調整による。）により受講者等の意見を収集、以降の講義等に反映しなければならない。
- f) 別紙第1に示す研修者に対するテキストに関する費用は本契約に含むものとする。

2.3 契約相手側に求める能力

- a) 陸上自衛隊・任期制隊員に関する知識を有すること。
- b) 本教育を実施する講師は、社会保険労務士、キャリアコンサルティング技能士、ファイナンシャル・プランニング技能士等の公的資格を有し、現にその資格を活用した業務または講義を実施している者
- c) 講師は、若年層に対する認識及び若年層の考え方について認識・理解をもち、アサーションスキルを有することが望ましい。
- d) 契約相手方の本教育実施能力判定のため、入札等に官側の示す書類を入札3日前の12:00（土日含まず。）までに会計隊に提出し審査・承認を受けるものとする。
- e) 官側に示す提出書類は以下のとおりとし、様式・提出方法については随意とする。
 - 1) 会社概要（本年度、援護業務課企画班の他の調達要求において提出済で内容に変化の無い場合、申し出の上、省略可能）
 - 2) 講義予定講師の教育経験・予定講師の講義受講者の評価・資格等を記載した職務経歴
 - 3) 2.1.4に示す教育課目により作成したレジュメ、時間計画等の教育概要資料(様式随意)
 - 4) 審査書類に関する疑義確認のための担当者名及び電話・メールアドレス
- f) 過去3年間で本教育を実施したものに関しては、その評価を上記審査に加減算させる。
- g) 審査基準は複数項目による絶対評価とし、審査不合格者については、原則として入札対象者から外すものとする。
- h) 本教育に必要な人員については契約相手方の計画とし、2.3.b)に示す資料に提示するものとする。
- i) 2.2.c)項により、実施地域の担任官から講師の変更・教育内容の改善を求められた場合は、これに適切に対応するものとする。

3 その他の指示

3.1 検査等

この仕様書によるほか、契約担当者の定める検査実施要領による。

3.2 保全等

- a) 契約相手方は、契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみに使用するものとし、他の者に開示・漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とする。
- b) 個人情報の取扱いにあたっては、関係法令の定めに従うものとする。

- c) 契約相手方は、講師等の駐屯地への立入等に際し、各駐屯地において定める立入申請等、秘密保全のため必要な統制を受けるものとする。

3.3 官側の負担

- a) 受講施設に備え付けの備品・教材等の使用（受講駐屯地毎の取り決め・調整による。）
- b) 本訓練を実施する官側施設利用に当たり使用する軽微な光熱水料

3.4 契約相手方の負担

- a) 講師等の受講場所までの交通費
- b) 食事代等の雑費
- c) テキスト代及びテキスト等の送付費用
- d) その他本訓練実施に必要な諸経費

3.5 その他

- a) この仕様書に明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議してこれを解決する。
- b) 本計画期間中に、契約当初予測できなかった災害等の事情により、事業内容の追加及び変更等が必要な場合、契約金額の範囲内で双方の協議が整えば実施内容（受講者数及び受講時期等）の変更を行うことができるものとする。

3.6 細部調整先

東部方面総監部人事部援護業務課 計画幹部 脇谷 1 尉（内線 2582）